

## 役員の報酬等に関する規程

社会福祉法人 里和

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人里和の役員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規定でいう役員とは、理事及び監事及び評議員をいう。

報酬は、法人と委任関係にある役員の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

(役員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会(出席)以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

理事が理事会(出席)以外の日において、理事長の命令を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

監事が理事会(出席)以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅費は、実費を支給する。

業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

附則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日より適用する

附則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日より適用する

附則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日より適用する

別表 1 (日額)

名称	報酬	備考
理事会出席報酬 評議員会出席報酬	5,000 円	

別表 2 (日額)

名称	報酬	備考
理事長業務報酬	15,000 円	上限を月額 250,000 円とする
理事・監事業務報酬	半日/5,000 円 1 日/10,000 円	
理事・監事指導監査報酬	15,000 円	
監事監査指導報酬	10,000 円	

\*概ね半日を 4 時間迄とし、1 日を 4 時間以上とする

別表 3 (日額)

旅費	報酬	その他	備考
実費	半日/5,000 円 1 日 10,000 円	実費	